

たんぽぽくらぶについて

【峯岡幼稚園のたんぽぽくらぶの歴史】

峯岡幼稚園では平成10年よりたんぽぽくらぶ(預かり保育)を始めました。当初は、急な用事、例えば下のお子さんの通院であったり、お兄ちゃんやお姉ちゃんの授業参観だったりという利用の方が多かったようです。

しかし時代の流れとともに、働くお母さんが増え、平成21年度からは夏休み中など長期休業中の預かり保育も行ってきました。平成23年度より、峯岡幼稚園のたんぽぽくらぶは、従来行っていたものに加え、仕事を持つ保護者様を少しでも応援できれば、と考え横浜市施策の一つである横浜型の預かり保育を行うことになりました。それぞれのご家族には様々なライフスタイルがあって、それが調和しながら、「一緒に子育てを楽しめる」方向を模索しています。子育ての環境の1つとして従来型と横浜型預かり保育のたんぽぽくらぶが併存する形となってきました。

平成27年度より横浜市型の預かり保育は通常型となり、お子さんに保育が必要な場合は土曜日もお預かりすることができるようになりました。また、2号認定のお子さんも一緒に活動しています。

峯岡幼稚園では学校週5日制のもとで「週末は家庭や地域で過ごす」という環境を創ってきました。運動会やおゆうぎ会、作品展等の行事の他、家族遠足や陶芸など週末の親子プログラムを多く実施してきたことで、土曜日の保育は数名の利用になっています。

【たんぽぽくらぶの分類と利用について】

平成27年度からは朝8:30~14:00(半日保育は~11:00)の教育標準時間の前後がたんぽぽくらぶの時間(最大7:30~18:30)となっています。

峯岡幼稚園は新制度に移行しても、1号認定のお子さんの割合が8割を超える認定こども園です。幼稚園運営上、原則として(注①)の儀式的行事、及び(注②)の園全体で取り組んでいる行事の日はたんぽぽくらぶはありません。

(注①)入園式、1学期始業式、卒園式、修了式

(注②)家族遠足、日曜オープンスクール、バザー、夕涼み会、運動会、おゆうぎ会、作品展、音楽会

(注①)はお子様の成長を祝う日として位置づけています。1号+横浜型及び2号の利用者は、保育の必要のある場合を除き、お預かりすることはできません。

(注②)は園全体の行事なので当日の行事前後の預かり保育はありません。但し、週末実施の行事の振替休日(運動会・おゆうぎ会など)については、台風や大雪等で臨時休園や自由登園となる場合と同様、1号+横浜型及び2号の利用者は、保育の必要のある場合はご利用いただくことができます。

たんぽぽくらぶ類型別早見表

たんぽぽくらぶは従来型と横浜型とが併存し、2号認定のお子様も含まれるものです。

	1号+従来型預かり	1号+横浜型預かり	2号
対象児	本園在園児で1号認定のお子さん	本園在園児で、 <u>横浜市</u> の基準を満たす必要(注1)があります。利用の際には、 <u>雇用証明書(注2)</u> 等を提出していただきます。	本園在園児で2号認定のお子さん
たんぽぽくらぶの実施日	原則、幼稚園の保育のある日。	日曜、祝日及び年末年始を除く日で保護者様の就労等でお子さんの保育が必要な日	
たんぽぽくらぶを実施しない日	保護者様が一緒に参加する行事の日 行事の振替休日・臨時休園等	原則、保護者様が一緒に参加する行事の日	
利用時間	早朝：原則なし 保育終了後 <u>17:00</u> まで(注3)	7:30～18:30	保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30
長期休業中の扱い	8:30～15:30	上に同じ	上に同じ
土曜日の扱い	行いません。	7:30～15:30 原則はご家庭、地域で過ごします。保育の必要な場合のみ利用可。	
利用料	月額8,000円 1時間300円(注4) <u>遅れた場合は追加料金をいただきます。(注5)</u>	月額 0円～ 9,000円 基本保育料と同じく 応能負担となります。	基本保育料の中に含まれます(応能負担)。 但し、保育短時間の場合、前後の延長は30分あたり月額1,700円お預かりします。
雇用証明書	必要ありません	保護者全員(父母) 必要	—
利用の申込み	月極： <u>前月の20日までにたんぽぽくらぶ予定表に利用日、時間を記入し提出(注6)</u> 一時利用：前日までにチケットを提出(注7) 緊急の場合は当日可	<u>前月の20日までにたんぽぽくらぶ予定表に利用日、時間を記入し提出(注6)</u>	<u>前月の20日までに保育時間予定表に利用日、時間を記入し提出(注6)</u>

(注1)横浜市に申請をして、横浜市の預かり保育園児認定基準を満たした対象者

○1日4時間以上、かつ、月12日以上働いているとき(契約による)

○出産の準備や出産後の休養が必要なときや病気、入院の時 など

(注2)雇用証明書は幼稚園にあります。保護者全員(父母)の証明書が必要です。直近の4ヶ月分、これからお勤めの方は今後の4ヶ月分(いずれにしても4ヶ月分の記入が必要です)の就労を証明してもらって下さい。

(注3)従来型のたんぽぽくらぶは原則、早朝はありませんが、小学校への送り迎え・通院等でやむを得ない時は利用することができます。また、放課後は17:00までとなりますが、緊急の場合は18:30まで利用することができます。ご相談下さい。

(注4)一時利用の費用は1時間単位となります。1時間300円。チケット制(現状)

(注5)基本的には以下の時間で区切って行います。以前は5分~10分お迎えが遅れる場合は保育料をいただいていたのですが、時間を守るということ、さらには教職員の勤務時間を守りたいということから遅れる場合は1時間分の費用をいただくことにします。

【時間について】(従来型のたんぽぽくらぶの一時利用)

A 通常保育日	B 長期休業中
(早朝 7:30~8:30)	(① 7:30~8:30)
保育終了後	(② 8:30~9:30)
① 11:00~12:00	(③ 9:30~10:30)
② 12:00~13:00	(④ 10:30~11:30)
③ 13:00~14:00	(⑤ 11:30~12:30)
④ 14:00~15:00	(⑥ 12:30~13:30)
⑤ 15:00~16:00	(⑦ 13:30~14:30)
⑥ 16:00~17:00	(⑧ 14:30~15:30)
(事情がある場合は18:30まで)	(事情がある場合は18:30まで)
④までご利用の方はおやつはありません	

(注6)保護者様用、幼稚園提出用の2枚をご記入頂き、幼稚園提出用をご提出ください。

18:30までの利用状況、土曜日の利用状況によって預かり保育のスタッフを適正に配置する準備が必要ですので必ず事前にお申し込み下さい。

(注7)緊急の場合を除いて一時利用の方も18:30まで利用する場合は前月の20日までにお申し出下さい。

4月1日より横浜型のたんぽぽくらぶ、2号認定のお子さんの保育は始まります。ご利用希望の方は3月17日までに予定表を提出して下さい。新入園の方は保育園・幼稚園でも慣らし保育があるように、入園式後、園生活にしばらく慣れてからご利用された方が、子どもにとって望ましいかもしれません。

従来型のたんぽぽくらぶは4月12日(水)より始まります。

ご不明な点は、お問い合わせください。